

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

○ 海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

| | |
|-----------|---|
| 【掲載官報】 | 平成 24 年 9 月 20 日 本紙第 5889 号 3 ページ |
| 【法令番号】 | 平成 24 年 9 月 20 日 政令第 238 号 |
| 【管轄省庁】 | 国土交通省 |
| 【施行期日】 | 海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行 |
| 【制定の根拠】 | <ul style="list-style-type: none">・ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 7 条第 4 項・ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 5 項第 3 号 |
| 【法令のあらまし】 | <p>法改正により、海上保安庁の所掌事務に「海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること」及び「海上における犯罪の予防及び鎮圧に関すること」が追加されたことに伴い、所掌事務に係る政令を改正する。</p> <p>【国土交通省組織令の一部改正関係】 海上保安庁警備救難部の所掌事務に、「海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること」及び「海上における犯罪の予防及び鎮圧に関すること」を追加する。（第 249 条関係）</p> <p>【統計法施行令の一部改正関係】 統計法上の統計調査の範囲から除かれる海上保安庁の事務に、「海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること」及び「海上における犯罪の予防及び鎮圧に関すること」を追加する。（第 2 条関係）</p> |
| 【改正される法令】 | <ul style="list-style-type: none">・ 国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）・ 統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号） |